つけましたか？住宅用火災警報器

6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられます。

住宅火災からの逃げ遅れによる死者の低減を図るため消防法が改正され、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

銚子市でも、火災予防条例で住宅用火災警報器の設置・維持の基準が定められ、平成18年6月1日から施行されました。

新築の住宅は施行日から設置が必要となっていますが、既存の住宅については猶予期間が設けられ、平成20年5月31日までに設置が必要となります。

この結果、平成20年6月1日からは、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられます。

警報器の取付場所は、基本的に「寝室」として使用する部屋です。

また、寝室が2階などにある場合は、避難経路となる下の階へ通じる階段にも設置が必要となります（寝室が1階の場合、階段への設置義務はありません）。

住宅火災から大切な家族の命を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器

壁取り付け式　天井取り付け式

※取り付け方などは、取扱店へ相談し、または取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう。

不審な訪問販売などにご注意を！

最近、消防署の名をかたって電話をかけたり、住宅を訪問して、住宅用火災警報器を販売しようとする事例が各地で発生しています。

消防本部では、販売や取り付けなどは行っていません。

また、特定の業者による取り付けをあっせんすることもありません。

少しでも不審に思ったら、消防本部予防課☎(22)3295へお問い合わせください。

※土・日曜日、祝日は、消防本部(代表)☎(22)0119へ

ひとり暮らしの高齢者などを対象に
住宅用火災警報器を給付

次の対象となる方には、住宅用火災警報器を給付しますので、市役所1階高齢者福祉課へ申請してください。

対　象　市内に在住し、住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている低所得世帯(注)に属するひとり暮らしの高齢者の方

※注＝低所得世帯とは次のいずれかの世帯
①生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)
②生計中心者の前年所得税が非課税の世帯

給付内容　住宅用火災警報器（１世帯につき１個）

申請先・問合せ　高齢者福祉課
☎(24)8754

火は見てる あなたが離れる その時を

春季全国火災予防運動

３月１日から７日まで、春季全国火災予防運動が実施されます。また、山火事及び車両火災予防運動も併せて実施されます。

空気の乾燥するこの時季は家庭や事業所での火災予防はもちろん、山林やその周辺での火の取り扱いに十分注意し、防火安全対策の徹底をお願いします。

重点目標

１ 住宅防火対策の推進
２ 放火火災･連続放火火災防止対策の推進
３ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
４ 林野火災予防対策の推進

サイレンの吹鳴

各町内の消防庫では、火災予防運動初日の３月１日午前７時にサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないよう、ご注意ください。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

３つの習慣

◇寝たばこは、絶対やめる。
◇ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
◇ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

◇逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
◇寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
◇火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
◇お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅防火診断の実施

住宅火災で亡くなられた方を年齢別に見ると、76歳以上の方の占める割合が高くなっています。

消防本部では、住宅防火対策の一つとして、3月中にひとり暮らしの高齢者の方を対象に、消防職員の訪問による住宅防火診断を行う予定です。

ご協力をお願いします。

問合せ　消防本部予防課☎(22)3295